

1	モデル名	総務省基準モデル
2	作成(基準設定)主体	総務省
3	導入の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革の重要指針(平成17年12月24日閣議決定) →地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号) →国は、地方に対し、企業会計を参考にした貸借対照表等の財務書類の整備に関し助言を行うことを規定。 →自治体に対しては、資産・債務改革に努めるよう規定。 ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) →地方に、資産圧縮を進め、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて計画的に整備を進めるよう要請。 ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務次官通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を要請。 ・公会計の整備について(平成19年10月17日 自治財政局長通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を改めて要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示。
総論的項目		
4	適用されている会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・新地方公会計制度研究会報告書 ・新地方公会計実務研究会報告書
5	財務書類の作成根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)」第62条 ※作成を義務付けるものではない
6	財務書類の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・説明責任の履行
7	財務書類の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・財政の効率化、適正化
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	無
9	セクターニュートラル採用の有無	無
10	財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細表
11	連結財務書類作成の有無	有
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	無
個別的項目		
13	有形固定資産の評価基準	原則として公正価値評価
14	減損会計の導入の有無	有
15	税収の取扱い	持分説に基づき、損益外純資産増加原因として純資産変動計算書に計上
16	補助金収入の取扱い	純資産変動計算書に計上
17	減価償却の取扱い	事業用資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本減耗として純資産変動計算書に計上

1	モデル名	総務省方式改訂モデル
2	作成(基準設定)主体	総務省
3	導入の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革の重要指針(平成17年12月24日閣議決定) →地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号) →国は、地方に対し、企業会計を参考にした貸借対照表等の財務書類の整備に関し助言を行うことを規定。 →自治体に対しては、資産・債務改革に努めるよう規定。 ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) →地方に、資産圧縮を進め、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて計画的に整備を進めるよう要請。 ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務次官通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を要請。 ・公会計の整備について(平成19年10月17日 自治財政局長通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を改めて要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示。
総論的項目		
4	適用されている会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・新地方公会計制度研究会報告書 ・新地方公会計実務研究会報告書
5	財務書類の作成根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法(行革推進法)」第62条 ※作成を義務付けるものではない
6	財務書類の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・説明責任の履行
7	財務書類の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・財政の効率化、適正化
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	無
9	セクターニュートラル採用の有無	無
10	財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細書
11	連結財務書類作成の有無	有
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	無
個別的項目		
13	有形固定資産の評価基準	原則として公正価値評価 ただし、当面の間は取得価額(決算統計の積上げ)での評価が可能
14	減損会計の導入の有無	有
15	税収の取扱い	純資産変動計算書に計上
16	補助金収入の取扱い	純資産変動計算書に計上
17	減価償却の取扱い	行政コスト計算書に計上

1	モデル名	東京都方式
2	作成(基準設定)主体	東京都
3	導入の背景	<p>・平成11年4月 石原慎太郎 東京都知事が就任</p> <p>・平成11年7月 貸借対照表を試作</p> <p>・平成13年3月 「機能するバランスシート」を公表(平成17年度決算まで)</p> <p>→官庁会計の決算組替と財産台帳をもとに、 普通会計の貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書 連結財務諸表 事業別財務諸表 を作成</p> <p>→行政の構造改革を進める上でのツールとして、具体的な事業の見直しに活用</p> <p>→一方で、決算組替方式の限界(即時性、事務負担)を認識</p> <p>→「機能するバランスシート」の限界を克服し、構造改革を支援・推進するツールとして、複式簿記・発生主義会計を日常の会計処理の段階から導入する必要性</p> <p>・平成14年5月 石原都知事が複式簿記・発生主義会計の導入を表明</p> <p>・平成14年9月 「東京都の会計制度改革に関する検討委員会」設置</p> <p>・平成17年8月 東京都会計基準の策定・発表</p> <p>・平成18年4月 新公会計制度の導入</p> <p>・平成18年6月 「東京都会計基準委員会」の設置</p> <p>・平成19年9月 財務諸表(平成18年度決算)を公表</p> <p>→官庁会計の処理に運動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、決算整理を経て財務諸表を作成</p>
総論的項目		
4	適用されている会計基準	「東京都会計基準」
5	財務書類の作成根拠	<p>・「東京都会計事務規則」 第百九条 会計管理者は、決算を調製したときは、次に掲げる調書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 各会計決算総括表 二 款別決算概要説明 三 局別款別予算決算一覧表 四 各会計節別予算決算一覧表 五 各会計別貸借対照表 六 各会計別行政コスト計算書 七 各会計別キャッシュ・フロー計算書 八 各会計別正味財産変動計算書</p>
6	財務書類の用途	<p>・官庁会計決算とともに都議会へ提出</p> <p>・「主要施策の成果」への事業別財務諸表の掲載</p> <p>・財務諸表を要約した概要版とともに、HP上で公開</p>
7	財務書類の活用	<p>・民間のアンニュアル・レポートに相当する「東京都年次財務報告書」の作成、公表</p> <p>・予算編成の一環として実施する事業評価に活用、公表</p>
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	基本的にIPSAS準拠。ただし、日本の自治体の固有性を考慮して、一部修正・追加等をしている。
9	セクターニュートラル採用の有無	基本的にセクターニュートラルを採用。ただし、公会計と企業会計には共通の基礎的な構造があるものの、自治体の環境や目的が企業と相違することから、自治体固有の課題等に対しては会計基準を修正・追加等している。
10	財務書類の体系	<p>・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・正味財産変動計算書 ・有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 ・注記</p>
11	連結財務書類作成の有無	あり(併記式)
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	東京都会計基準に準拠して決算統計を組替えて作成する、簡易版を提供
個別項目		
13	有形固定資産の評価基準	原価モデルを採用。IPSAS17及び我が国の企業会計基準に準拠
14	減損会計の導入の有無	有価証券や出資金については減損会計を適用しているが、有形固定資産については未適用
15	税収の取扱い	税収と個別の行政サービスの間には、直接的な対価性はないものの、行政サービスの提供に要した経費に対する財源であるという観点から、行政コスト計算書の収入として計上
16	補助金収入の取扱い	固定資産を取得するための補助金は、貸借対照表の正味財産に直入し、正味財産変動計算書にその変動状況を表示。それ以外の補助金は、行政コスト計算書に計上
17	減価償却の取扱い	減価償却費は行政コスト計算書に計上。なお、インフラ資産のうち、道路については取替法(更新会計)を採用

1	モデル名	大阪府方式
2	作成(基準設定)主体	大阪府
3	導入の背景	<p>総務省モデルに記載の内容を背景として、総務省改訂モデル及び東京都方式簡易版による財務諸表を作成してきたが、平成23年度から日々仕訳・発生主義の新公会計制度を導入した。</p> <p>【導入の背景】</p> <p>・バブル経済崩壊後に税収が大きく落ち込み低迷する中、行財政改革に努めつつも、財源不足を補うために減債基金からの借入や借換債の増発など様々な財政手法を使って財政再建団体への転落を防いできた。 ⇒負担の先送りや将来利益の先取りによる帳尻合わせの結果、見えにくい負担やリスクが積み上がった。</p> <p>・単式簿記・現金主義に基づく現行の官庁会計では、借入を単にその年度の歳入として計上するなど、ストックやフルコストなどの財務情報が不足しているため、財源対策や将来への負担の付回しの実態がわかりにくく、将来の住民負担が見えない。 ⇒議会における予算や決算の審議では、経営の視点から十分な議論が尽くせないのが現状。</p> <p>・住民、職員、地方債の投資者、その他の利害関係者に対し、行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たさなければならない。 ⇒広く活用されている民間企業の会計基準や国際公会計基準に準じた内容とし、財務諸表のすべての利用者にとってわかりやすく、かつ利用しやすいものであることが必要。</p> <p>・これまでの行政運営では、個々の事業の予算(現金)獲得・執行に偏重するがあまり、非効率な行政運営を顧みない姿勢や不足する財源を将来に先送りする結果を招いたのも事実。 ⇒「権限と責任」に対応した事業ごとの財政状態・経営成績を正確に示すツールを導入し、それぞれのセクションが自治体経営の視点による財務マネジメントを実践し、持続可能で安定的な財政運営を堅持することが重要。</p>
総論的項目		
4	適用されている会計基準	大阪府財務諸表作成基準
5	財務書類の作成根拠	※大阪府財政運営基本条例・・・平成23年度5月議会に条例案上程。閉会後継続審議中
6	財務書類の用途	<p>・財務マネジメントの強化</p> <p>・PDCAサイクルの構築</p>
7	財務書類の活用	・パブリック・アカウンタビリティの充実
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	基本的にIPSAS準拠。ただし、日本の自治体の固有性を考慮して、一部修正・追加等をしている
9	セクターニュートラル採用の有無	基本的にセクターニュートラルを採用。ただし、公会計と企業会計には共通の基礎的な構造があるものの、自治体の環境や目的が企業と相違することから、自治体固有の課題等に対しては会計基準を修正・追加等している
10	財務書類の体系	<p>・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・純資産変動計算書 ・純資産変動分析表を始めとする附属明細表 ・注記</p>
11	連結財務書類作成の有無	平成23年度決算から作成予定
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	無
個別項目		
13	有形固定資産の評価基準	取得価額評価 ただし、売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示
14	減損会計の導入の有無	土地や建物等を含め固定資産の実態が負託に込えているかチェックするため、行政サービス提供能力の著しい低下を基準とした減損会計を導入
15	税収の取扱い	行政コスト計算書の収入として計上
16	補助金収入の取扱い	建設事業の財源として充当するものも含め、行政コスト計算書の収入として計上
17	減価償却の取扱い	<p>・インフラ資産(道路等)も含め、減価償却を実施</p> <p>・定額法により月を単位に算定し、行政コスト計算書の費用に計上</p>

1	モデル名	発生主義IPSAS
2	作成(基準設定)主体	IPSASB
3	導入の背景	IPSAS自体の設定は1990年代後半から開始。背景には先進諸国での発生主義会計の導入があると思われる。IPSAS導入の背景は各国、各組織により異なるが、今までは現金主義(修正現金主義、修正発生主義)から発生主義への変換に際し、国際的に認知された公的セクターの会計基準として採用が行われることが多かった。今後はニュージーランド、オーストラリアなど自国の発生主義会計基準からIPSASへの変換を検討する国が増える兆しがある。
総論的項目		
4	適用されている会計基準	IPSAS 民間、公的両セクターに共通して発生する取引に関しては、IFRSをベースとした基準設定を行う。(公的セクター特有のIFRSから離脱すべき事情がない限りIFRSの原文を尊重する)
5	財務書類の作成根拠	該当なし。
6	財務書類の用途	一般目的財務諸表の作成のための基準
7	財務書類の活用	
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	「適用されている会計基準」の項参照
9	セクターニュートラル採用の有無	無(但し、「適用される会計基準」に記載したとおり、多くの基準はIFRSをベースに作成されている。)
10	財務書類の体系	・貸借対照表 ・損益計算書 ・純資産変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・注記 (予算実績比較表が作成される場合もある)
11	連結財務書類作成の有無	有
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	無
個別的項目		
13	有形固定資産の評価基準	固定資産の種類毎に原価モデルと再評価モデルの選択適用可能
14	減損会計の導入の有無	有(非資金生成資産-IPSAS21、資金生成資産-IPSAS26)
15	税収の取扱い	損益計算書に計上
16	補助金収入の取扱い	IPSAS第23号に従い、返還義務がある場合は負債計上し、義務を満たしたときに収益計上を行う。返還義務がない場合は、受領時に収益計上
17	減価償却の取扱い	損益計算書に計上

1	モデル名	国(省庁別財務書類の作成基準)
2	作成(基準設定)主体	財政制度等審議会
3	導入の背景	・日本経済再生への戦略(経済戦略会議(平成11年2月)) →「国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。」とされた。 ・公会計に関する基本的考え方(財政制度等審議会(平成15年6月)) →「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めることが適当である」とされた。
総論的項目		
4	適用されている会計基準	・省庁別財務書類の作成基準 ・一般会計省庁別財務書類の作成基準 ・特別会計財務書類の作成基準
5	財務書類の作成根拠	・公会計に関する基本的考え方(財政制度等審議会(平成15年6月)) ・省庁別財務書類の作成について(財政制度等審議会(平成16年6月)) ・「特別会計に関する法律」(平成19年 法23)
6	財務書類の用途	・説明責任の履行 ・財政の効率化、適正化
7	財務書類の活用	・国民、国会への財務情報の提供
8	IPSAS/IFRS準拠の有無	有(一部)
9	セクターニュートラル採用の有無	無
10	財務書類の体系	・貸借対照表 ・業務費用計算書 ・資産・負債差額計算書 ・区分別収支計算書
11	連結財務書類作成の有無	有
12	自治体の規模に応じた会計基準の違い	
個別的項目		
13	有形固定資産の評価基準	・国有財産(公共用財産を除く) →取得価格(償却資産については、減価償却相当額を控除後の価額を計上) ・公共用財産 →取得原価(用地費や事業費等の累積。償却資産については、減価償却費相当額を控除後の価額を計上) ・物品 →取得価格(減価償却相当額を控除後の価額を計上)
14	減損会計の導入の有無	無
15	税収の取扱い	資産・負債差額計算書において財源として計上
16	補助金収入の取扱い	
17	減価償却の取扱い	業務費用計算書に計上